

沖勞発基 0115 第2号
令和3年1月15日

関係各団体の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

移動式クレーン等に係る労働災害防止対策の徹底について(要請)

平素より、労働基準行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内における令和2年中の移動式クレーンの転倒災害は6件(全て「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」)、ジブ(アーム)の折損等も加えると10件発生しており、さらに移動式クレーンを起因物とする死亡や休業4日以上の被災者を伴う災害は平成27年以降、毎年10件以上発生しています。

沖縄労働局においては働く方の命と安全を守るため、事業者及び労働者への安全衛生対策の取組みとして、事業場や現場パトロール等の行政指導や必要な資格者の育成の周知等を行っていますが、幅広い業種において利用されている移動式クレーン、特に荷台を併せ持つ「積載型小型移動式クレーン(つり上げ荷重5トン未満)車」の転倒災害が前述のとおり多発し、死亡災害に至っている事案(令和2年9月)も報道され、より一層の対策の徹底が求められるところです。

つきましては、移動式クレーンや建設重機のクレーン機能に係る労働災害防止のため、貴団体の会員における所有又は使用される事業者、法定の検査や修理等を行う事業者、販売等の事業者に対して別紙のとおり災害特徴及び対策の要点等を取りまとめましたので、御活用いただき、労働災害防止対策の徹底を行っていただきますよう会員各位への周知及び指導等をお願いします。

担当
健康安全課 梅澤主任産業安全専門官 TEL098-868-4402

文書
受付年月日 3年 1月 19日
受付番号第 1361 号
分類
沖商工連